

# 川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱

(29 川健保政第 24 号 平成 29 年 4 月 1 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業に係る覚書に基づき、公益社団法人川崎市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって年末年始等における歯科救急医療の確保及び心身障害児（者）の援護充実、並びに在宅寝たきり高齢者の健康の保持・福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象は、本市会計期間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）に行う事業とし、次の各号に掲げる事業等に係る人件費、物件費、その他事業運営に係る経費とする。

- (1) 川崎市年末年始等急患歯科診療事業（以下「年末年始等急患診療事業」という。）
- (2) 川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業（以下「障害者・高齢者等診療事業」という。）
- (3) 身近な地域の一般歯科診療所において高齢者や障害者の診療受入れの拡大を図るために実施する対応力向上研修（以下「対応力向上研修」という。）
- (4) 川崎市歯科保健センター等の設備整備

(補助金額の算定)

第 3 条 補助金額は、前条に規定する事業に係る経費から診療報酬収入額及びその他収入額を控除して算出される額と予算を比較して、いずれか低い額とする。

(実施場所)

第 4 条 第 2 条に規定する事業は、次の歯科診療所において実施するものとする。

名称	所在地
川崎市歯科医師会館診療所	川崎市川崎区砂子二丁目 10 番地 10
川崎市中原歯科保健センター	川崎市中原区小杉町二丁目 288 番地 4
川崎市百合丘歯科保健センター	川崎市麻生区高石四丁目 15 番 5 号

(診療日等)

第 5 条 第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する事業の診療日等は、次のとおりとする。

(1) 年末年始等急患診療事業

実施場所	診療日	診療時間
川崎市歯科医師会館診療所	5 月 3 日から 5 月 5 日 (以下「GW」とい	9 時 30 分から 12 時 まで及び 13 時から 16

川崎市中原歯科保健センター	う。)まで及び12月30日から翌年1月3日(以下「年末年始」という。)まで	時30分まで
川崎市百合丘歯科保健センター		

(2) 障害者・高齢者等診療事業

実施場所	診療日		診療時間
	診療種別	診療日	
川崎市歯科医師会館 診療所	歯科診療	毎週木曜日	14時から17時まで
	口腔ケア	毎週月曜日	
川崎市中原 歯科保健センター	歯科診療	第2・4火曜日	10時から12時まで
		毎週火曜日	14時から17時まで
		毎週水曜日	14時から17時まで
	口腔ケア	第2・4金曜日	10時から12時まで
		毎週金曜日	14時から17時まで
	川崎市百合丘 歯科保健センター	歯科診療	毎週木曜日
第1・3金曜日			10時から12時まで
口腔ケア		毎週金曜日	14時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、市と歯科医師会の双方で協議の上、診療日等を変更できるものとする。

(事業の対象者)

第6条 第2条第1号、第2号及び第3号に規定する事業の対象者は、次のとおりとする。

(1) 年末年始等急患診療事業

GW及び年末年始において救急歯科診療を要する者

(2) 障害者・高齢者等診療事業

原則として市内に居住し、一般の歯科診療所では診療が困難な心身障害児(者)又は高齢者

(3) 対応力向上研修

市内において歯科診療に従事する歯科医師、歯科衛生士、その他歯科診療関係者

(実施体制)

第7条 歯科医師会は、第2条に規定する事業を円滑かつ安定的に実施するため、歯科医師、歯科衛生士、事務職員など、必要な人員を確保するとともに、配置しなければならない。

(交付申請)

第8条 歯科医師会は、補助金の交付を申請するときは、交付申請書(第1号様式の1～3)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び決定通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を交付決定通知書（第2号様式の1～3）により歯科医師会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付方法)

第10条 市長は、補助金の交付にあたり、第2条に規定する事業を円滑かつ安定的に実施するために必要と認められる場合は、数回に分割して概算交付することができる。

(変更申請手続)

第11条 歯科医師会は、第9条に規定する交付決定後の事情により補助金の交付額に変更が生じる場合には、その理由を示すとともに、第8条の規定に基づく申請手続に準じて変更申請を行うものとする。

(優先発注)

第12条 歯科医師会は、第9条に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

2 歯科医師会は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(状況報告等)

第13条 歯科医師会は、第2条第1号及び第2号に規定する事業の遂行状況について、別表の区分に基づき、状況報告書（第3号様式の1、2）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、第2条に規定する事業の適正な運営を期するため、必要に応じて実施状況を調査し、報告を求め、事業の実施が不相当と認められるときは、指導を行うものとする。

(実績報告)

第14条 歯科医師会は、補助金の交付に係る事業が完了したときは、実績報告書（第4号様式の1～3）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象経費のうち、1件あたりの金額が1,000,000円を超える工事、物品調達及び委託に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第12条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 前項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第12条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。

(額の確定及び精算)

第15条 市長は、前条の報告があったときは、内容を審査し、交付条件に適合すると認めるときは、第3条に基づく算出方法により算出した補助金の額を確定し、精算を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、その旨を交付確定通知書（第5号様式の1～3）により歯科医師会に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、事業の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき、又は補助金を不正に使用したことが判明したとき、又は第12条若しくは第14条の規定に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還)

第17条 市長は、第15条の規定に基づき、補助金の額を確定した場合、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超えている補助金の額について返還を命じるものとする。

2 市長は、前条の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消し、又はその決定条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(帳簿及び書類の整理保存)

第 18 条 歯科医師会は、事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、領収書その他収支の事実を明らかにする証拠書類を整備し、当該年度に係る事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(財産の処分制限)

第 19 条 歯科医師会は、補助金の交付を受けて取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、歯科休日急患診療所及び歯科保健センター施設維持管理経費補助金交付要綱、歯科休日診療所設備整備事業補助金交付要綱、川崎市在宅寝たきり高齢者歯科診療事業実施要綱、川崎市在宅寝たきり高齢者歯科診療事業補助金交付要綱及び川崎市心身障害児（者）歯科治療事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規則の規定は令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

区分		提出書類	提出期限
年末年始等急患 診療事業	GW診療分	①状況報告書 （第3号様式の1）	5月15日まで
	年末年始診療分	②当該期間の診療実績がわ かる書類	1月15日まで
障害者・高齢者 等診療事業	例月分	①状況報告書 （第3号様式の2） ②当該月間の診療実績がわ かる書類	翌月10日まで

第1号様式の1

川崎市年末年始等急患歯科診療事業及び  
川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地  
団体名  
代表者氏名

川崎市年末年始等急患歯科診療事業及び川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業について、補助金の交付を受けたいので、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金申請額 \_\_\_\_\_円

内訳： 川崎市年末年始等急患歯科診療事業として

\_\_\_\_\_円

川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業として

\_\_\_\_\_円

第1号様式の2

身近な地域の一般歯科診療所において高齢者や障害者の診療受入れの  
拡大を図るために実施する対応力向上研修補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

団体名

代表者氏名

身近な地域の一般歯科診療所において高齢者や障害者の診療受入れの拡大を図るために実施する対応力向上研修について、補助金の交付を受けたいので、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金申請額 \_\_\_\_\_円

第1号様式の3

川崎市歯科保健センター等の設備整備補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

団体名

代表者氏名

川崎市歯科保健センター等の設備整備について、補助金の交付を受けたいので、川崎市  
歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添  
えて次のとおり申請します。

補助金申請額 \_\_\_\_\_円

川崎市年末年始等急患歯科診療事業及び  
川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業補助金交付決定通知書

所在地  
団体名  
代表者名 様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

交付決定額 \_\_\_\_\_円

内訳： 川崎市年末年始等急患歯科診療事業として  
\_\_\_\_\_円  
川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業として  
\_\_\_\_\_円

(交付条件)

- 1 この補助金は、必要かつ最小の費用で最大の効果を上げるよう効率的に使用してください。また、他の経費に流用しないでください。
- 2 この補助金に係る申請の内容を変更する必要があるときは、速やかに届け出て、市長の承認を得てください。
- 3 当該事業を完了した時（事業の中止及び廃止を含む。）は、事業実績報告書を事業完了後速やかに提出してください。
- 4 当該事業に関する収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して、収入額を記載し、補助金の使途を明らかにしておいてください。
- 5 前項の支出額に係る支出内容を証明する書類を整備し、前項の帳簿とともに当該事業の完了した月の属する年度の終了後5年間保存してください。
- 6 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、交付決定の全部若しくは一部

を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

- (1) 正当な理由なく当該事業の施行を著しく変更し、又は遅延させたとき
- (2) 当該事業を中止又は廃止したとき
- (3) 偽りその他不正な方法でこの補助金の交付を受けたとき
- (4) この交付条件に違反したとき

身近な地域の一般歯科診療所において高齢者や障害者の診療受入れの拡大を図るために実施する対応力向上研修に係る補助金交付決定通知書

所在地  
団体名  
代表者名 様

川崎市市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

交付決定額 \_\_\_\_\_円

(交付条件)

- 1 この補助金は、必要かつ最小の費用で最大の効果を上げるよう効率的に使用してください。また、他の経費に流用しないでください。
- 2 この補助金に係る申請の内容を変更する必要があるときは、速やかに届け出て、市長の承認を得てください。
- 3 当該事業を完了した時（事業の中止及び廃止を含む。）は、事業実績報告書を事業完了後速やかに提出してください。
- 4 当該事業に関する収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して、収入額を記載し、補助金の使途を明らかにしておいてください。
- 5 前項の支出額に係る支出内容を証明する書類を整備し、前項の帳簿とともに当該事業の完了した月の属する年度の終了後5年間保存してください。
- 6 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。
  - (1) 正当な理由なく当該事業の施行を著しく変更し、又は遅延させたとき
  - (2) 当該事業を中止又は廃止したとき
  - (3) 偽りその他不正な方法でこの補助金の交付を受けたとき
  - (4) この交付条件に違反したとき

川崎市歯科保健センター等の設備整備に係る補助金交付決定通知書

所在地  
団体名  
代表者名 様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

交付決定額 \_\_\_\_\_円

(交付条件)

- 1 この補助金は、必要かつ最小の費用で最大の効果を上げるよう効率的に使用してください。また、他の経費に流用しないでください。
- 2 この補助金に係る申請の内容を変更する必要があるときは、速やかに届け出て、市長の承認を得てください。
- 3 当該事業を完了した時(事業の中止及び廃止を含む。)は、事業実績報告書を事業完了後速やかに提出してください。
- 4 当該事業に関する収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して、収入額を記載し、補助金の使途を明らかにしておいてください。
- 5 前項の支出額に係る支出内容を証明する書類を整備し、前項の帳簿とともに当該事業の完了した月の属する年度の終了後5年間保存してください。
- 6 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。
  - (1) 正当な理由なく当該事業の施行を著しく変更し、又は遅延させたとき
  - (2) 当該事業を中止又は廃止したとき
  - (3) 偽りその他不正な方法でこの補助金の交付を受けたとき
  - (4) この交付条件に違反したとき

第3号様式の1

川崎市年末年始等急患歯科診療事業に係る状況報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた  
川崎市年末年始等急患歯科診療事業補助金に関して、川崎市歯科保健センター等歯科診療  
等事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、 診療分の遂行状況について関係書  
類を添えて別紙のとおり報告します。

第3号様式の2

川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業に係る状況報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業補助金に関して、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、 月分の遂行状況について関係書類を添えて別紙のとおり報告します。

第4号様式の1

川崎市年末年始等急患歯科診療事業及び  
川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業補助金に係る実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた  
川崎市年末年始等急患歯科診療事業及び川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業補助金につ  
いて、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、  
関係書類を添えて別紙のとおり実績を報告します。

補助金受入額	円	①
事業支出額	円	
事業収入(診療報酬等)	円	
差引額	円	②
①-②	円	
精算(戻入)額	円	

第4号様式の2

身近な地域の一般歯科診療所において高齢者や障害者の診療受入れの  
拡大を図るために実施する対応力向上研修補助金に係る実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた  
身近な地域の一般歯科診療所において高齢者や障害者の診療受入れの拡大を図るために実  
施する対応力向上研修補助金について、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金  
交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて別紙のとおり実績を報告します。

第4号様式の3

川崎市歯科保健センター等の設備整備補助金に係る実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた川崎市歯科保健センター等の設備整備補助金について、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて別紙のとおり実績を報告します。

補助金受入額	円	①
対象設備整備支出額	円	②
①－②	円	
精算（戻入）額	円	

第 号  
年 月 日

川崎市年末年始等急患歯科診療事業及び  
川崎市障害者・高齢者等歯科診療事業補助金交付確定通知書

所在地  
団体名  
代表者名 様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、補助金交付額が確定しましたので通知します。

補助金確定額 \_\_\_\_\_円

第 号  
年 月 日

身近な地域の一般歯科診療所において高齢者や障害者の診療受入れの拡大を  
図るために実施する対応力向上研修に係る補助金交付確定通知書

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名 様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、補助金交付額が確定しましたので通知します。

補助金確定額 \_\_\_\_\_円

第 号  
年 月 日

川崎市歯科保健センター等の設備整備に係る補助金交付確定通知書

所在地  
団体名  
代表者名 様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、川崎市歯科保健センター等歯科診療等事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、補助金交付額が確定しましたので通知します。

補助金確定額 \_\_\_\_\_円